



新型コロナワクチン接種情報

実施期間は令和5年3月31日(金)まで

問い合わせ 保健センター ☎367-1300



新型コロナワクチン
接種全般

11月10日時点の情報です。国の方針の見直しに応じて内容を変更する場合があります。最新情報は市ホームページなどで確認してください。

オミクロン株対応ワクチン接種

オミクロン株対応
ワクチン接種に
ついてはこちら >>>



年末年始の感染拡大に備えて**年内**の接種を検討してください

**オミクロン株対応ワクチンは、
現時点で、1人1回接種です**

＜接種対象者＞ 2回目接種を完了した12歳以上のすべての人(既にオミクロン株対応ワクチンを接種した人を除く)

＜接種間隔＞ 前回接種日の3か月経過後

＜接種券の発送＞ オミクロン株対応ワクチン接種用の接種券がまだ届いていない人は、接種可能時期に合わせて順次発送します

※ 3回目、4回目の接種券を既に持っている人は、その接種券を使って接種を受けることができます

乳幼児(生後6か月～4歳)、小児(5～11歳)、1・2回目(12歳以上)の接種も継続して実施しています

＜乳幼児(生後6か月～4歳)＞ 通常1回目接種後3週間空けて2回目を接種、2回目接種後8週間空けて3回目を接種します。令和5年3月31日(金)までに合計3回の乳幼児接種を完了するためには、原則、令和5年1月13日(金)までに1回目の接種を受ける必要があります

＜小児(5～11歳)＞ 追加接種(3回目接種)は2回目接種日の5か月後から接種可能です

＜12歳以上の人＞ 1・2回目接種がまだの人が、令和5年3月31日(金)までにオミクロン株対応ワクチンを接種するためには、年内に1・2回目接種を完了する必要があります

乳幼児接種について、
詳しくはこちら >>>



小児接種について、
詳しくはこちら >>>



●電話予約

午前9時～午後5時30分(土・日・祝を除く)

大阪狭山市新型コロナワクチンコールセンター

0120-795-666

フリーダイヤルです。電話料金はかかりません

●インターネット予約

24時間(土・日・祝も予約可)

[https://v-yoyaku.jp/
272311-osakasayama](https://v-yoyaku.jp/272311-osakasayama)

※詳しい予約手順は広報誌7月号に掲載しています



接種予約
サイト



詳しい
予約手順

※ワクチン接種を受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクについて、正しい知識を持ったうえで、本人の意思で接種を受けるか判断してください。本人の同意なく、接種が行われることはありません

「新型コロナワクチン」と「インフルエンザワクチン」・「ほかのワクチン」との接種間隔

有効性および安全性を踏まえたうえで、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンについては、接種間隔の制限がなくなり、同時接種も可能です。ただし、ほかのワクチン接種は、新型コロナワクチンの接種日と前後13日以上の間隔を空ける必要があります。

厚生労働省
ホームページ
Q & A



全国的に新型コロナウイルス感染が増加傾向です

年末年始における感染防止対策を行いましょう

■感染リスクが高まるこんな場面

- 飲食・飲酒をしながらの長時間の会話
- 人との密接、密閉空間の共有
- 近距離、密閉空間におけるマスクなしでの会話
- 空調稼働時などにおける換気の不十分

問い合わせ 危機管理室 ☎366-0011

Withコロナにおいて 一人ひとりができること



新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時に流行すると、発熱外来がひっ迫する可能性があります。

- 感染が拡大する前に新型コロナワクチン接種、インフルエンザワクチン接種を検討してください
- 新型コロナウイルス感染症を疑う症状があるときなど、もしものときのために検査キットや解熱鎮痛薬、食料・日用品などを準備しておきましょう
- 新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある場合は、自身の状況に合わせて受診または自己検査を行ってください
※4日～令和5年2月26日の日曜日・休日・年末年始は、休日発熱外来(かぜ外来)を実施しています。詳しくは19ページを確認してください

■診療・検査医療機関
の受診について

>>>>>



■抗原定性検査キットを
使った自己検査について

>>>>>



■受診できる医療機関を知りたい

発熱者SOS(大阪府新型コロナ受診相談センター)全日24時間受け付け

>>>>>

☎06-7166-9911、☎06-7166-9966、FAX06-6944-7579



●コロナ陽性と判明した場合

■医療機関を受診し発生届出の対象外と説明を受けた人、医療機関を受診せず自己検査で陽性と判定された人は陽性者登録センターに登録をお願いします ※65歳以上の人、入院を要する人、治療が必要な重症化リスクのある人、妊娠している人は、医療機関から発生届が出されるので登録は不要で、保健所から電話やSMSなどの連絡があります

>>>>>

陽性者
センターに登録



■自宅療養中に体調が悪化した人や宿泊療養や簡易配食などを希望する人

自宅待機SOSナビダイヤル(コロナ陽性者24時間緊急サポートセンター)

>>>>>

☎0570-055221、FAX06-4560-9037(聴覚障がいがある人)



子育て世帯生活支援特別給付金の 申請手続きは済んでいますか？

申請期限

令和5年2月28日(火)必着

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少などが生じている世帯を支援するため、特別給付金を支給します。 ※既に本給付金を受け取った人を除く

【ひとり親世帯分】

対象 ①公的年金(遺族年金、障がい年金、老齢年金、遺族補償など)を受給することで、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人(児童扶養手当の申請をしていれば、令和4年4月分の支給が全額または一部停止されたと推測される人も対象) ②新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人 **支給額** 児童1人につき5万円(審査後に随時振り込み) **必要書類** ①②共通/本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など)の写し、振込口座が確認できるもの(通帳やキャッシュカードなど)の写し、戸籍謄本または抄本(児童扶養手当の受給認定を受けている人、ひとり親家庭医療証を持つ人は不要) ①令和2年1～12月の収入額がわかるもの(給与明細や課税証明書など ※課税証明が必須な場合があります)、公的年金収入額がわかるもの(年金受給者は年金決定通知書など) ②令和2年2月以降の収入額がわかるもの(給与明細など)、年金受給者は公的年金収入額がわかるもの(年金決定通知書など)

【ひとり親世帯以外の世帯分】

対象 平成16年4月2日(特別児童扶養手当受給者は平成14年4月2日)～令和5年2月28日生まれの児童を養育する父母などで、①令和4年度市町村民税均等割が非課税の人、②令和4年1月1日以降の家計が急変し、市町村民税均等割が非課税と同じ水準になっている人 ※①のうち児童手当および特別児童扶養手当受給者は申請不要 **支給額** 児童1人につき5万円(審査後に随時振り込み) **必要書類** ①②共通/本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証など)の写し、振込口座が確認できるもの(通帳やキャッシュカードなど)の写し、児童と別居している場合は児童との関係性を確認できる書類(住民票、戸籍謄本など)の写し ②令和4年1月以降の任意の1か月の収入額がわかるもの(給与明細など)、年金受給者は公的年金収入額がわかるもの(年金決定通知書など)

申請方法 市役所子育て支援グループで配布する申請書と必要書類を、〒589-8501大阪狭山市役所子育て支援グループへ郵送または直接。令和5年2月28日(火)必着 ※申請書は市ホームページからもダウンロード可

問い合わせ 厚生労働省子育て世帯生活支援特別給付金コールセンターフリーダイヤル☎0120-400-903、子育て支援グループ☎349-8015